

# 令和4年第5回教育委員会議事録

令和4年3月23日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和4年3月23日（水）午後2時00分～午後3時46分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 白 石 高 士 委 員 對 馬 初 音

委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

委 員 折 井 麻 美 子

出席説明員 事務局次長 齊 藤 俊 朗 教育政策担当部長 大 島 晃  
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

学校整備担当部長 中 村 一 郎 庶 務 課 長 村 野 貴 弘  
中央図書館館長

学 務 課 長 正 富 富 士 夫 特別支援教育課長 矢 花 伸 二  
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 出 保 裕 次 学校整備課長 河 合 義 人

学校整備担当課長 岡 部 義 雄 生涯学習推進課長 本 橋 宏 己

済美教育センター 佐 藤 正 明 済美教育センター 佐 藤 永 樹  
所 長 統 括 指 導 主 事

済美教育センター 加 藤 則 之 中 央 図 書 館 長 後 藤 行 雄  
統 括 指 導 主 事 次

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 法規担当係長 岩 田 晃 司

担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 1 名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第16号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第17号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第18号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第19号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則
- 議案第20号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第21号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第22号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第23号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第24号 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第25号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第26号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第27号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第28号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第29号 杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第30号 杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第31号 杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第32号 労働者災害補償保険法の適用を受ける杉並区教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則

- 議案第33号 杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第34号 杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第35号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正
- 議案第36号 杉並区立学校職員服務規程の一部改正
- 議案第37号 「杉並区教育ビジョン2022推進計画」(案)の策定について
- 議案第38号 「杉並区子ども読書活動推進計画(令和4～6年度)」(案)の策定について

### (報告事項)

- (1) 令和4・5年度杉並区青少年委員の委嘱について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (4) 令和4年度杉並区立学校の学期及び休業日について
- (5) 令和4年度杉並区立子供園の学期及び休業日について

## 目次

### 議案

議案第16号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を 改正する規則	6
議案第17号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部 を改正する規則	6
議案第18号	杉並区立図書館処務規則の一部を改正する 規則	6
議案第19号	杉並区立図書館運営規則の一部を改正する 規則	6
議案第20号	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する 規則	6
議案第21号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正す る規則	6
議案第22号	杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関す る規則の一部を改正する規則	10
議案第23号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、 休暇等に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第24号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁 償に関する規則の一部を改正する規則	11
議案第25号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則	12
議案第26号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休 暇等に関する条例施行規則の一部を改正す る規則	12
議案第27号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例 施行規則の一部を改正する規則	12
議案第28号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施 行規則の一部を改正する規則	12
議案第29号	杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する 規則の一部を改正する規則	12

議案第30号	杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第31号	杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第32号	労働者災害補償保険法の適用を受ける杉並区教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則	12
議案第33号	杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	12
議案第34号	杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則	12
議案第35号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正	16
議案第36号	杉並区立学校職員服務規程の一部改正	17
議案第37号	「杉並区教育ビジョン2022推進計画」(案)の策定について	18
議案第38号	「杉並区子ども読書活動推進計画(令和4～6年度)」(案)の策定について	27

## 報告事項

(1)	令和4・5年度杉並区青少年委員の委嘱について	36
(2)	学校運営協議会委員の任命について	37
(3)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	39
(4)	令和4年度杉並区立学校の学期及び休業日について	40
(5)	令和4年度杉並区立子供園の学期及び休業日について	41

**教育長** それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第5回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に折井委員との指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

続きまして、本日の議事日程についてでございますが、議案23件、報告事項5件を予定しております。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入ります。まず議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、組織機構改正に伴う規定の整備として関連がありますので、日程第1、議案第16号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第17号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第18号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第19号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第20号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第21号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、以上、6議案を一括して上程いたします。私からご説明いたします。

区は、令和2年度に児童・生徒1人1台専用のタブレット端末の全校配備を完了したところでございます。今後、さらにタブレット端末を有効活用していくためには、デジタル教材等の活用に伴う最適な通信ネットワーク環境の構築やクラウドサービスを利用した学びのデジタル・プラットフォームの構築等を検討していく必要がございます。

このことから、学校におけるICT環境の整備を総合的かつ機動的に進めていくため、教育委員会事務局に「学校ICT担当課長」を新設するほか、教育委員会事務局及び区立済美教育センターの係及び係長の名称並びに分掌事務等を改めることといたしました。

また、「教育ビジョン2022」において、図書館などの社会教育施設を、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」と位置付けており、区民誰もが気軽に利用できる仕組みづくりやサービスの充実に取り組んでいくためには、中央図書館と生涯学習推進課がこれまで以上に連携し、生涯学習事業を展開していく必要がございます。

このことから、生涯学習事業の一体的な運営を進めるため、「生涯学習担当部長」の担当事務に、図書館に関する事務を加え、「中央図書館館長」を部長級から課長級に変更して「中央図書館次長」を廃止することといたしました。

これらの組織機構改正に伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため、規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第 16 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第 2 条の規定におきまして、庶務課の「学校 ICT 担当係長」の名称を「学校 ICT 環境整備担当係長」に改め、また、第 3 条及び改正後の別表第 2 の規定におきまして、「学校 ICT 担当課長」を新設し、「学校 ICT 環境整備担当係長」の担当事務を所掌することを定めるものでございます。

その他の規定におきましては、学校支援課に新たに指導主事を置くことを定めるほか、学務課及び学校支援課の係及び係長の分掌事務を改めるものでございます。

なお、この議案につきましては、地方自治法の規定に基づき、杉並区長の同意を得ております。

続きまして、議案第 17 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第 2 条の規定におきまして、「ICT 活用教育担当係長」を新設するほか、各係及び係長の分掌事務を改めるものでございます。

続きまして、議案第 18 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第 4 条及び第 5 条の規定におきまして、中央図書館長を部長級から課長級に変更したこと及び中央図書館次長を廃止したことに伴い、規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第 19 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第 13 条の規定におきまして、指定管理者の指定の基準を定める者を「中央図書館長」から「生涯学習担当部長」に改めるものでございます。

続きまして、議案第 20 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。



第2条の規定におきまして、「事務局次長等」の定義から「中央図書館長」を削るものでございます。

続きまして、議案第21号につきまして、ご説明申し上げます。

議案を1枚おめくりください。

第5条の2及び別表の規定におきまして、中央図書館長を部長級から課長級に変更したこと及び中央図書館次長を廃止したことに伴い、事業所次長印を廃止する等の規定を整備するものでございます。

最後に、施行期日でございます。

いずれの議案につきましても、令和4年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 最近の社会の目まぐるしい変化等に応じた体制を作っていく上で、特に今の学校において1人1台タブレット端末を実現していく中で、ICTの担当課長を置いたり、また、センターのほうでもその担当の係長を置いたり等々、また、ほかの組織も含めて変更していくということは妥当なことだと思います。

**庶務課長** ありがとうございます。

ほかにご意見等あれば、お願いします。

**伊井委員** 学務課とか学校支援課は特に、学校支援本部とか、学校関係者と関わる部分が多いと思うので、ここの部署はこうなりましたということや、係長とか課長の役割が変わったり名前が変わったりという辺りを、関係する方々に十分にご周知いただいて、スムーズに変更点が移行されるようにご配慮を頂けたらいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

**庶務課長** ありがとうございます。特に学校支援課につきましては、今、モデル実施もやっております学校施設の有効活用の推進に関することを新たに入れております。また、学校支援係のほうで今まで行っていた部活動の支援に関することは、新しい学校づくり担当係長のほうに仕事を移したり、PTAに関することは、家庭・地域教育担当係長のほうに仕事を移したりしていますので、そちらにつきましても、地域の方や関係する方に対して分かりやすい説明に努めてまいります。よろしくお願

します。

ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案ごとに採決を行います。議案第 16 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 16 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 17 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 17 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 18 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 18 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 19 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 19 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 20 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 20 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 21 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 21 号につきましては

原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第7、議案第22号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

引き続き、私からご説明いたします。

区費教員につきましては、東京都の教育職員と同一の職場における同一の勤務内容であることなどから、給与月額や特殊勤務手当等の給与を同等程度としているところがございます。

このたび、東京において特殊勤務手当の見直しが行われ、「非常災害時等の緊急業務」及び「修学旅行等指導業務」に係る教員特殊業務手当の額を引き上げることとされました。

このことに伴いまして、区費教員の教員特殊業務手当を改定する必要があるため、規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明いたします。

議案の最後に添付いたしました資料をご覧ください。

「非常災害時等の緊急業務」及び「修学旅行等指導業務」におきまして、下線で表示した手当額に改めるものでございます。

議案を1枚お戻りください。

附則でございますが、この規則は令和4年4月1日から施行することとするほか、必要な経過措置を定めてございます。

なお、この議案につきましては、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認及び地方自治法の規定に基づき、杉並区長の同意を得ております。

以上で、説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**教育長** 確認ですけれど、これは都費の教員と同額になっているのかという点が1つと、下のほうの部活のところは改定がないのですけれども、この辺りはどうなっているのかお願いします。

**庶務課長** 都費の内容と同一に、今回改正するものでございます。部活動については、今回については改正はございませんので、この内容でございます。

他にご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第 22 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議ございませんので、議案第 22 号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、会計年度任用講師に関する規定の整備として関連がありますので、日程第 8、議案第 23 号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 9、議案第 24 号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」、以上、2 議案を一括して上程いたします。

引き続き、私からご説明いたします。

区は、国における非常勤職員の休暇・休業制度の改正等を踏まえ、区の会計年度任用職員の休暇・休業に関する制度の充実を図るため、病気休暇の有給日数の加算、妊娠出産休暇を有給で取得できる職員の拡大や組合休暇を導入するなど、制度の見直しを行ったところでございます。

このことに伴いまして、杉並区会計年度任用講師についても、区の会計年度任用職員との均衡等を図るために改正するものでございます。

はじめに、議案第 23 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」の 4 ページをご覧ください。

第 14 条の 2 の規定におきまして、病気休暇を加えるほか、その他の規定におきまして、母体保護休暇等の休暇を加えるものでございます。

次に、議案第 24 号につきまして、ご説明申し上げます。

議案の最後に添付いたしました「新旧対照表」をご覧ください。

第 9 条の給与の減額免除の規定におきまして、有給の休暇として、病気休暇等を加えるほか、区の会計年度任用職員と同様にするため、規定の整備を図るものでございます。

最後に、施行期日でございますが、いずれの議案につきましても令和 4 年 4 月 1 日としてございます。

なお、これら議案につきましては、条例の規定に基づき特別区人事委

員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、議案ごとに採決を行います。議案第 23 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 23 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 24 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 24 号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、申請等における押印の見直しに伴う様式の整備として関連がありますので、日程第 10、議案第 25 号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 11、議案第 26 号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 12、議案第 27 号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 13、議案第 28 号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 14、議案第 29 号「杉並区幼稚園教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 15、議案第 30 号「杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 16、議案第 31 号「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 17、議案第 32 号「労働者災害補償保険法の適用を受ける杉並区教育委員会職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規則の一部を改正する規則」、日程第 18、議案第 33 号「杉並区文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第 19、議案第 34 号「杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」、以上 10 議案を一括上

程いたします。

引き続き、私からご説明いたします。

区は、「押印等の見直し方針」を策定し、区民及び事業者から提出される申請等の押印及び署名を廃止することとしたところでございます。

教育委員会におきましては、「押印の特例に関する規則」を制定し、様式を改正せずに押印を必要としないこととしてきました。

このたび、申請等における押印の見直しに伴いまして、様式を整備するため、これらの規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容をご説明申し上げますので、お手数をおかけしますが、順次、議案をご覧ください。

はじめに、議案第 25 号につきましては、別記様式第 4 号の「深夜勤務制限・超過勤務制限請求書」等において、押印を必要としないこととする等の改正を行うものでございます。

次に、議案第 26 号につきましても、議案第 25 号と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第 27 号につきましては、別記様式第 2 号の「扶養親族届」等において、押印を必要としないこととする等の改正を行うものでございます。

次に、議案第 28 号につきましても、議案第 27 号と同様の改正を行うものでございます。

議案第 29 号につきましては、別記様式の「住居届」において、押印を必要としないこととする改正を行うものでございます。

次に、議案第 30 号につきましても、議案第 29 号と同様の改正を行うものでございます。

議案第 31 号につきましては、第 1 号様式の「単身赴任届」等において、押印を必要としないこととする等の改正を行うものでございます。

議案第 32 号につきましては、第 1 号様式の「休業補償等請求書」において、押印を必要としないこととする改正を行うほか、本則で引用する法律の条項を改めるものでございます。

議案第 33 号につきましては、第 2 号様式の「同意書」等において、押印を必要としないこととする等の改正を行うものでございます。

議案第 34 号につきましては、第 3 号様式の「資料貸出承認申請書」において、押印を必要としないこととする等の改正を行うものでござい

ます。

最後に「附則」でございますが、いずれの議案につきましても、施行期日を4月1日とするほか、現に残存する用紙につきましても、所要の修正を加え、なお使用することができる旨を定めるものでございます。

なお、議案第25号から議案第31号までの議案につきましても、条例の規定に基づき特別区人事委員会の承認等を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**對馬委員** 押印がなくなるというのは、今の世の中の流れだと思っておりますので問題ないと思うのですが、素朴な疑問で、この平仮名の「あて」を漢字に変えるというのもここに全部書かれているのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

**庶務課長** 一般的に漢字を使うようになっていきますので、それに合わせた改正となります。

**對馬委員** 分かりました。

**教育長** 押印をなくすことは、この時代、今、對馬委員がおっしゃったようにいいと思います。日本はやっぱりこういう文化がすごくあって、教育委員会でもそうなのですが、学校でもかなりはんこを押している。例えばプールに入る前はプールカードに体温を記入して、家庭の人にはんこを押してもらって提出する。昔は、それではんこがないと今日はプールに入れませんなんて先生がいて、慌てて保護者がはんこを持ってかけつけるなんて、今から20年前くらい前はそういうことがありましたけれども、はんこというのは、いわゆる本人の確認であるとか、責任を持ちますという意味合いがあるというのは、聞くところによると聖徳太子の時代から始まっていたらしいのです。でも今、誰が押しているか分からないはんこ、それから、山ほどあちこちで売っている三文判的なはんこ、決してここは実印を押すわけではないから、そうすると、本当にこのはんこの持つ意味というのは薄れてきたなと感じます。

学校の学習指導案という、教員が研究授業をやるときに書くものがあるのですが、必ず最後にははんこを、責任を持ちますという意味で押しなさいと、私も若いとき指導を受けたのですが、最近、学校に行くところほとんどはんこはないです。それは決して責任を持っていないわ

けではなくて、その意味が薄れてきたのだらうなと思います。

そこで、これだけいろいろ規則を変えていただいているはんこ、押印がなくなるのですけれども、もうこれでほぼ区で不要な押印がなくなったと、そう考えていいのでしょうか。

**庶務課長** そのとおりです。必要なものは一部残っているのはありますが、様式からはこれでひととおり取ったところです。

**教育長** ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** では、議案ごとに採決を行います。議案第 25 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** 異議ございませんので、議案第 25 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 26 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 26 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 27 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 27 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 28 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 28 号につきましては原案のとおり可決といたします。

続きまして、議案第 29 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)



**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 29 号につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 30 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 30 号につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 31 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 31 号につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 32 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 32 号につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 33 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 33 号につきましては原案のとおり可決いたします。

続きまして、議案第 34 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 34 号につきましては原案のとおり可決いたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第 20、議案第 35 号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部改正」を上程いたします。

引き続き、私からご説明いたします。

この訓令改正につきましては、先ほどの議案でご説明いたしました区立中央図書館の組織機構改正に伴いまして、所要の規定の整備を図るものでございます。

それでは、改正の概要につきまして、ご説明いたします。

議案を1枚おめくりください。第2条、第4条及び「別表第1の8の項」の規定におきまして、中央図書館長を部長級から課長級に変更したことなどに伴い、規定を整備するものでございます。

施行期日でございますが、令和4年4月1日としてございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第35号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第35号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第21、議案第36号「杉並区立学校職員服務規程の一部改正」を上程いたします。

引き続き、私からご説明いたします。

先ほどの議案でご説明したとおり、区は「押印等の見直し方針」を策定し、区民及び事業者から提出される申請等の押印及び署名を廃止することとし、押印を必要としないこととしたところでございます。

このことに伴いまして、この訓令を改正するものでございます。

それでは、議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。

別記様式第3号の「職員証再交付願」等において、押印を必要としないこととする等の改正を行うほか、本則で引用する法律の条項を改める等の規定の整備を図るものでございます。

最後に「附則」でございますが、施行期日を令和4年4月1日とするほか、現に残存する用紙につきましては、所要の修正を加え、なお使用することができる旨を定めるものでございます。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**伊井委員** 今、先ほどの議案の中にもあったかと思うのですが、所要

の修正を加えてそのまま用紙を使うという解釈でよろしいのですか。

**庶務課長** そのとおりです。

**伊井委員** SDGs でいいなと思いました。よろしくお願いします。

**庶務課長** ほかにはご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第 36 号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 36 号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第 22、議案第 37 号「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」(案)の策定について」を上程いたします。

引き続き、私からご説明いたします。

それでは、「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画(案)の策定について」ご説明申し上げます。

2月28日の委員協議におきましては、策定に当たっての基本的な考え方等についてご説明し、委員の皆様から多角的な視点でご意見を頂きまして、ありがとうございました。

議案を1枚おめくりください。

「教育ビジョン 2022」に基づき、令和4年度を軸とする行動計画として、「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画(案)」を取りまとめたものでございます。

1の「計画の考え方及び位置付け」でございしますが、推進計画は、「教育ビジョン 2022」に掲げた教育行政の取組の方向性を具体化した行動計画であり、教育環境の着実な整備等を計画的に推進するため、区の総合計画・実行計画等との整合を図った上で、新規または重点的に取り組む事業内容について明らかにした教育の分野別計画として位置付けるものでございます。

2の「計画期間」については、令和4年度から令和6年度までとし、必要に応じて毎年度修正を行うものとします。

3の「推進計画(案)の概要」ですが、A3のカラー版の参考資料をご覧ください。こちらを使って概要を説明いたします。

黄色い3つの丸が、昨年11月22日にご報告した策定方針に基づく「教育ビジョン2022」に掲げた教育行政の取組の方向性を示し、それを計画的に推進していくための4つの基本方針、また、それぞれの方針の基本的な考え方や計画事業を記載してございます。

基本方針1が、「すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります」としています。一人ひとりの学ぶことへのワクワクした気持ちや楽しさ、主体性や探求心を大切にし、全ての子どもたちに、共に認め合いながら、学び合い、教え合うことのできる豊かな学びの機会をつくることとして、教育相談体制の充実等、12の事業を計画事業としています。

基本方針2が、「一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します」としています。大人も子どもも一人ひとりの主体的な学びを育むとともに、学び合い、教え合うことができるよう、身近な場所での学びや、人々のつながりを作ることで、一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援することとし、出前型・ネットワーク型の学習機会の充実等、7事業を計画事業としています。

基本方針3が、「学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります」としています。学校や図書館等の教育施設を、区民が、生涯にわたって豊かに学ぶことができる施設とするとともに、人が交わり、つながる基盤となる学びのプラットフォームとして整備することにより、学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ることとし、区立学校の増改築等、7事業を計画事業としています。

基本方針4が、「区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます」としています。区民一人ひとりの学びを広げるとともに、多様性と社会的共生を踏まえた質の高い教育が持続的に発展していくよう、人づくり・仕組みづくりを進めることとし、主体的に学び続ける教員の育成等、13事業を計画事業としています。

次に、「推進計画（案）」の冊子をご覧ください。

第1章が、「総論」で、第2章が「計画の内容」という構成としてございます。

2ページ、3ページをご覧ください。こちらは委員協議の際に区民に分かりやすい言葉にすることとのご意見を踏まえ、より分かりやすくなるように一部修正をしてございます。

4 ページをご覧ください。こちらは、目標 V に「空調機の設置」を追加してございます。

5 ページをご覧ください。こちらは、5 「教育行政の取組の方向性と計画策定の基本方針」と、6 「各取組の推進に共通する基本的な考え」について、委員協議の際に、どうしてこの基本方針を設定したのか第 1 章で補足すると伝わりやすい、全取組に通底する概念を記載するか検討をとのご意見を踏まえ修正してございます。

5 では、推進計画を進めていくに当たり、4 つの基本方針を記載しました。これは、自分らしくいきいきと生きるために必要な力を育むための取組、人と人をつなぎ生きがいをもって活動することを支えるための取組、こうした多様な活動を実践する場を広げるための取組、そして、それを持続可能な形で支えていくための人づくりや仕組みづくりが必要であるとの考えに基づき、それぞれを基本方針として掲げ、計画事業を体系化したものでございます。

また 6 では、委員協議において多文化共生、多様性、インクルーシブ、相互理解のための取組があってもよいのではないかとのご意見を頂きました。そこで、各取組の推進に共通することとして、一人ひとりの尊厳を尊重し、多様性、社会的共生を見据え、様々な人々の権利に関する国際的な議論の動向やその精神、SDGs の考え方も踏まえ、質の高い教育を持続的に発展させていくことを、全ての取組の推進に当たっての基本的な考えとして示してございます。

また、「教育ビジョン 2022」に掲げた、「共に尊重し、大切にしたいこと」を踏まえた教育活動を展開すること、そして、教育のデジタル化の推進に留意することを記載してございます。

続きまして、6 ページをご覧ください。こちら委員からの、「みんなが共に教育の当事者であることが、区民に伝わりやすいように」とのご意見を踏まえた修正を行っております。

9 ページからが第 2 章「計画の内容」として、4 つの基本方針と基本方針に寄与する計画事業を記載してございます。

10 ページをご覧ください。1 では、基本方針ごとの「基本的な考え方」を示し、2 で「現状と課題」、そして、それに対する 3 として「主な取組」、4 として「計画の指標」について記載する構成としてございます。

「計画の指標」につきましては、現状値と令和 6 年度、9 年度、12 年

度までの目標値を記載してございます。

12 ページをご覧ください。ここからは基本方針ごとの各計画事業について記載してございます。各計画事業の課題設定や詳細な取組内容について、3 年間の事業量とともに記載してございます。

以下、46 ページまで基本方針ごとに全事業、39 事業について記載してございます。

議案の資料にお戻りいただきまして、4 の「今後の主なスケジュール」でございますが、3 月 30 日に推進計画（案）を文教委員会へ報告し、4 月 1 日から 4 月 30 日まで区民等の意見提出手続の実施、5 月に推進計画を教育委員会に付議、6 月に推進計画を文教委員会へ報告、その後、公表、周知の予定でございます。

以上で、説明は終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**折井委員** 本日の推進計画を拝見させていただいて、前回、私たちが好き勝手に言った意見を本当にご苦労されながら、見やすく、そしてメッセージが本当に明確に伝わるようにブラッシュアップしてくださって、本当にどうもありがとうございました。

区民の側からするとなかなか、特に子育て世代は自分のことはいっぱいいっぱいで、自分が学びの当事者であるということ、もしくは教育を作る当事者であるという意識を持つことは正直難しい部分もあると思うのです。でも、行政側がこうやっていこうよということを考え、示しているかどうかで、1 つ 1 つの具体的な政策が変わっていくと、私は本当に心から思います。

この理念があってこそその具体的なプランというところで、今後、大変楽しみにしております。本当にどうもありがとうございました。

**庶務課長** ありがとうございます。

**久保田委員** 今回、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」ということで非常に分かりやすい。まさにこのビジョンの目標というか、この下で今日も出されましたように 3 つの柱、取組の基本的な方向性というのものはっきりと出されて、その下でさらに 4 つの基本方針、そして、それを受けて 39 事業にわたって具体的な計画が今回出されたということで、とても素晴らしいと思いました。これまでのまとめに当たって、本当にご

苦勞さまでした。ありがとうございました。

この中で、本日、5ページにも記されているのですが、大事なキーワードがここに盛り込まれているなど改めて思いました。前回も私は申し上げたのですが、やっぱり世界を見据えてということ考えたときに、やっぱり自分たちの身近なところだけではなくて、多様性とか共生とか、その辺をはっきり打ち出してくださったのも、とても大事なことだなど思いました。

その下には、対面によるリアルな体験、良さを生かしつつデジタルがもたらす学びの可能性を踏まえうんぬんと。まさにアナログとデジタルの共生というか、その辺もはっきり出されているなど思いました。

といいますのも、実は、この間ずっと世の中を見渡してしまして、日本はもとより世界においてもこの2年間、コロナによって、また最近では戦争によって、人々のつながりが次々と断たれてきているという厳しい現実があります。

目の前の学校の子どもたちを見ていても、私も大学の授業で学生たちを見ていて思ったのですが、この2年間で、やはり関わり下手というのがすごく増えていると思います。それが、文科省の昨年10月の発表にもあった不登校の増加ということも1つ表れていると思っています。

ということは、この2年間のコロナ禍がもたらした重たい課題というものが、これから何年かかけてそれを取り戻していくということは非常に厳しいのですが、大切な課題となっていると思っています。その下で、まさに教育ビジョン1年目の取組が始まる、そういうことであると思っています。

そんな中で、やはりデジタルの世界は大変便利なのですが、それだけではできない大事なものがある。

ここにも書かれていますが、やはりリアルな体験とか、まさに直接的な関わり、つながりを通して学んでいくということが、改めて大切になってくると思っています。

そのつながり、関わりを通して、子どもたちが身に付けていく力、あるいは、その中で学んでいく力、これこそが厳しいこの現実社会をこれから切り開いていく、まさに希望の光となるのではないか、そんなふうに思っています。

ぜひ、この具体的な計画の下で、いろいろと取り組んでいく中で、や

はり改めて関わり、つながりを大切にした活動、取組を大事にしてやっていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**庶務課長** ありがとうございます。前回の委員協議の場でも、かなり多文化共生や多様性のことに触れていただきましたので、今回、特に6の部分につきましてかなり修正して書き込ませていただいたところでございます。ありがとうございます。

**對馬委員** 先ほど折井さんもおっしゃったように、私たちの意見をくみ取りつつ、分かりやすくしていただきまして、本当にありがとうございます。

この教育ビジョンというのは、学校教育だけじゃなくて、やっぱり生涯学習を通してというところが非常に特徴があるといえますか、大事なところだと思っています。社会教育士、比較的新しいポジションというか、お仕事になってくると思うのですけれども、こういう方たちが、どう仕事をされているのかという外へのPRというか周知なども含めて取り組んでいただけるとありがたいと思います。やはり人生100年時代を豊かに生きられるような、子どもを育てるだけではなくて、やっぱり100年間生きていく私たちがどうやって前向きに生きていくかということが大きな課題になってくると思いますので、その辺を区民の皆さんと一緒に育てていけるようにしていく手立てというのを、探っていただけるとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

**生涯学習推進課長** ありがとうございます。私どもも今回の教育ビジョンは、学校教育だけではなくて生涯学習分野についての書き込みというか、それが充実していくというか、しっかり位置付けられているということを非常に喜んでおります。

社会教育士のほうも令和2年度に制度が創設されましたけれども、まだ資格を有している方も少ないということもありまして、今後、社会教育センター、今、改修中ではございますけど、リニューアルオープンしたときには社会教育士、この中にある社会教育主事が中心となってネットワークを構築して、よりよい地域づくりを進めて参りたいと考えてございます。

**伊井委員** 前回、随分いろいろと要望をさせていただいたのですが、今回のこのA3カラーの資料を拝見して、「教育ビジョン2022」のもっとも大切なところ、一番主になるところである「みんなのしあわせを創る杉



並の教育」という考え方が分かりやすく記載され、計画の考え方・位置付け、計画期間、各取組の推進に共通する基本的な考え方、そして、基本方針が4つ、すごく整理されています。そして、この基本方針の言葉についてですが、最初の基本方針1は「すべての子どもたち」という言葉が主語というか中心となった、学び続ける力に関する記述。

次の基本方針2は、一人ひとりの生きがいにつながる学び。次が、そのことを広げるための教育環境。次が、人生100年時代に向けた区民の学びということで、主語といますか中心となる人がどういう位置付けなのかということがまず縦串で入っていて、そして横に、今度はこの基本方針でこういう施策をやっていきますということが分かりやすく整理されている。本当にご苦労の結果というか、それが感じ取れる、読み取れるなと思っています。

そして、緑色の枠で示された「教育のデジタル化」と、「尊厳の尊重」等が縦と横に配置されているところは、縦横無尽にこれらの考えが流れているということが読み取れて分かりやすく、言葉の選び方も、多くの方々理解できるようにとても工夫されているなと感じました。

先ほど生涯学習のほうでもご説明がありましたけれども、これまでいろいろな文化財が認定されたり、それをまた事業につなげることを目指すというようなところもありましたし、あと、これまで地域とのつながりということ、前回のビジョンですごく構築してきたのですけれども、学校運営協議会や学校支援本部に関しても、今後、そこを整理して学校と地域とのつながりを求めていくというような方向性もあり、これまでの10年やったこと、そして、ここからまた次のステージに行くのだという辺りがとても明確に、それから具体的に変わったなと思っています。

細かいところでお尋ねしたいところはございますけれども、例えばエコスクール、今後はどういうエコスクールにしていくのか、SDGsという考え方に対する施策の具体性みたいなものは、今後、区民の方々にまた理解していただけるような方向性が示されれば良いなど。それから、理科教育とか科学教育というところも、これまでずっとやってきたことが、今度は出前授業の形、それも生涯教育のほうでも出前授業という取組がこれからはあるということが示されているので、期待しています。デジタルについての記述は私はすごいなと思ったのですが、この紙のここに「本計画期間においては、社会全体のデジタル化が進む中、対面によ

る学びの良さを生かしつつ、デジタルがもたらす学びの可能性を踏まえ、教育のデジタル化」を推進しますではなくて、「の推進に留意します」というところが、この微妙に配慮が感じられるなと思って、すごいと思いました。

久保田委員もおっしゃったのですけれども、全てデジタル化すれば、全てが確立されるということでもなく、そこにやっぱり関わるのは全部人なので、その辺りがすごく配慮されている計画だなと思いました。

今後、進めていかれる中でいろいろ楽しみにする、期待するところもございますし、一方、学校支援本部、学校運営協議会の継続・発展に関してはどうなのだろうということもぜひご配慮いただいて、最終的には子どもたちの学びなのですけれども、その子どもたちが学んで、そして、杉並で大人になって次の世代の子どもたちを支えていかれるような、そんな教育が展開されるといいなと思っております。

本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

**庶務課長** ありがとうございます。教育ビジョンでもうたっていますけれども、推進計画のほうでも、今まで取り組んできた「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の下、誰もが当事者として教育に関わる環境づくりを今までも進めてきましたけど、今後こうした築いてきた杉並の教育の土台を大切にしながら、さらに、教育の当事者の裾野が広がるような区民の学びやふれ合いが広がるような取組を今後進めていきます。そこについては、基本方針4のほうでも、人づくりや仕組みづくりを進めるということで記載させていただいているところでございます。

**教育長** 担当が一生懸命知恵を絞ってやってくださったことに本当に感謝をしたいと思います。

これに先立ちビジョンを11月に発表したときに、パブコメで両極端な意見があって、「非常に抽象的で『みんなのしあわせを創る』なんてよく分からない」という意見と、全く逆に、「いや、こういったことを目指していくことはすばらしいことなのだ、教育の根本なのだ」という意見と両極端あったわけですね。

議会でも同じような指摘を受けて、どうもよく分からないという意見に対して、今後策定する推進計画で具体的に定めてまいりますのでどうぞ期待くださいという答弁をしてきたわけです。それがこれです。私、いいのができたなと思うのです。

問題は、これからいかにこのビジョンの背景だとか考え方を区民と共有するかということなのだけれども、1つ気を付けなければいけないなと思ったのは、ビジョンの推進計画というのが具体的であればあるほど、これは幸せになるマニュアルではないのです。つまり、ここに書いていることをやっていけば幸せになるという意味では全くないのです。ここは、実は審議会のときにも、杉並区は私を幸せにしてくれるのですかなんて発言があったのですが、そうじゃないのです。幸せになるのはあくまでも個人であって、自分自身の心の持ち方で幸せになっていくべきものであり、幸せのゴールは一人ひとり違ってもちろんいいはず。

だけど、こういうふうに具体的に示せば示すほど、これをやることによって幸せになるのだと誤解を受けることがないように、これは説明していかなければいけないなと思いました。

もちろん、そういう方向に向かうために我々は考えている計画ではあるのだけれども、これをやりました、幸せになれませんでした、どうしてくれるのかという話ではないので、ここは、みんなが自分で作っていく、自分でうまくいかないことは人と助け合っていく、人と助け合っていて、それでも難しいときには行政とかどこかの力を借りていく。そうした中で、やはり大きな大切にしたい教育に向かっているような、そういう本当に根本的な考え方を、教育委員会が考えた考え方を、ぜひ、区民と共有できる場をこれから作っていくというお話でしたので、来年度、できるだけ早いうちにそういうものを作って共有していくような努力をぜひ今後進めて参りたい、進めていただきたいと思っています。以上です。

**庶務課長** ありがとうございます。今、おっしゃっていただきましたところは、一番最後の46ページに書いておりますが、教育ビジョンの理解促進ということで、教育委員会としてもいろいろな手立てで、ホームページを充実させたり、意見交換会をやったり、子ども用のパンフレットを作ったり、皆さんで理解して共有していただけるような取組も進めていきたいと思っていますところでございます。

ほかにはご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第37号につきましては、原案

のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第 37 号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第 23、議案第 38 号「杉並区子ども読書活動推進計画（令和 4 年～6 年度）（案）の策定について」を上程いたします。

中央図書館次長からご説明いたします。

**中央図書館次長** 中央図書館次長でございます。

お手元にごございます議案 1 ページをおめくりくださいませ。こちらのほうに説明がついてございます。

杉並区子ども読書活動推進計画につきましては、平成 13 年に施行されました「子ども読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づきまして、平成 15 年に策定をいたしました。

現在の計画につきましては、第 4 次改定版の計画でございます。この計画のほうは令和 3 年度に終期を向かえることから、計画を取り巻く状況、並びに杉並区立図書館協議会及び杉並区子ども読書活動推進懇談会の意見等も踏まえまして、計画の改定案を取りまとめたもので、今般、付議させていただくものでございます。

「計画改定の趣旨」でございますけれども、これまで、5 次にわたりまして重点的に取り組んでまいりました乳幼児への支援、また、学校とともに進めてまいりました、学校図書館の充実につきましては、引き続き取り組んでまいります。

今後、令和 4 年度を始期といたします杉並区の「総合計画・実行計画」及び「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」を踏まえまして、子どもたちが様々なことに好奇心を持ち、探求心を深めて、学んでいくために必要となる継続的な読書習慣を子どもの時期から養うことを目指しまして、今般改正させていただきます。

また、この改定に当たりましては、令和元年度に施行されました「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」いわゆる、読書バリアフリー法でございますけれども、こちらの状況ですとか、新たな学習指導要領等にも対応した計画としてございます。

「計画の性格」でございますけれども、子どもの読書活動の推進に関

する法律に基づき、ゼロから18歳までの子どもを対象とし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性、取組を計画するという、これまでの計画と同様の考えでございます。

「計画の目標と期間」でございますけれども、「計画の目標」は、令和6年度までに小学生の未読者の割合を3%、現在、3年度の実績が5%、中学生の未読者の割合を6.3%、令和3年度の実績では10.6%、こちらをその目標値まで引き下げていくことを計画の目標値としてございます。

また、計画に基づきます取組の進捗等を把握するため、今後の取組につなげていくための確認項目を設定いたしまして、定期的の実績数値の推移を確認して参ります。

計画期間につきましては、先ほども「教育ビジョン2022」推進計画と同様に、区の実行計画などと合わせまして、令和4年度から6年度までの3年間としてまいります。

裏面のほうに移らせていただきます。「計画改定案の概要」でございます。現行の計画に掲げます5分野でございますけれども、こちらについては、新たな計画においても継承させていただきます。

また、事業数につきましても、現計画が28事業でございます。それと同じ28事業という形になりますけれども、計画の中身については変更してございます。

取組の達成状況を踏まえながら、特別な配慮が必要な子どもたちへの読書支援、児童・生徒のタブレット端末を利用した学習に伴う学校図書館の機能の充実など、子どもの読書を取り巻く環境の変化、それから発生いたします課題に対応し、重点的取組及び事業項目の見直しを行ってございます。

「重点的取組」でございますけれども、4つの重点的取組を考えてございます。「①図書館での乳幼児への支援の充実」、「②学校図書館を活用した読書活動の充実」、「③中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進」、「④特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実」。

これら4つの重点的取組で、①、②につきましては、これまでも重点としてございました。そのため、充実をしていくという方向性。③、④につきましては、③につきましては、今後力を入れなければいけない、これまでの計画で足りない部分でございました中・高校生世代への働き

かけ、4番目につきましては特別な配慮、日本語を解さないお子さんを含めて、そちらの読書環境を整備していこうということで新規に取り入れてさせていただきます。

「計画を構成する分野及び事業項目」でございますが、以下の表のような形になってございますが、以下5つの分野の下に28の事業項目で構成させていただいております。

なお、28の事業項目の中から重点的取組に関連する事業項目を定めまして、取組推進のために着実に実施していくと。そのために、先ほど申しました指標等を有効に活用していくことを考えてございます。

分野「家庭・地域等における読書活動の推進」は、出産を控えた家庭への支援ほか6事業。

「学校における読書活動の推進」は、学校図書館の3つの機能の充実ほか6事業、うち重点的取組に関連する事業項目が4項目。

「図書館における読書活動の推進」は、資料の整備・充実ほか6事業、うち重点的取組に関連する事業項目が3項目。

「読書活動に関する情報の発信」は、杉並区子ども読書月間での啓発活動の充実ほか3事業。

「読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携」は、子ども読書活動推進懇談会の運営ほか2事業となっております。

これらの項目につきましてですが、本編のほうをご覧くださいませ。2ページから始まりまして7ページまでの間に、現在進めております令和3年度終了までの計画事業についての分析としてございます。それを基にいたしまして、新たな事業展開・計画を策定してございます。

9ページ以降が新たな計画という形で記載をさせていただいております。

なお、これらの計画状況につきまして、状況を把握できるように、27ページ以降になりますが、「参考資料」という形で各種数値等も示させていただいて、計画を進める上での指標の1つとさせていただいております。

今後のスケジュールでございますけれども、先ほど議決を頂いてございます、「杉並区教育ビジョン2022推進計画（案）」と同様、3月の文教委員会に同時に報告をさせていただき、4月1日から30日間のパブリックコメントを経まして、それらの修正を加えたのち、5月の教育

委員会で改定計画をまた付議させていただき、6月に議会に報告、その後、公表をさせていただいて、周知に努めてまいります。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 今、お話があった中で重点的な取組4つというのもよく理解でき、また妥当だと思いました。

その中で、その下で計画を構成する分野を5つに分けてそれぞれの事業項目を具体的に細かく示されていて、ここが大事なかなと思いました。といいますのは、前回、私も申し上げたのですが、小学校のPTA協議会の役員の皆さんとの懇談会の中で、子どもたちの放課後の学びの充実ということが挙げられていました。その中の1つとして、やはり図書館、地域の図書館の在り方ということも出てきていました。

そういうことを考えますと、今回の案でいいますと3つ目の図書館における読書活動の推進が7項目示されていますが、その中の5番のところは、小・中学生を対象とする事業の実施とあります。この辺が関わってくるのかと、私は思いました。ぜひ、小学生たちに向けた取組等の工夫もお願いできたらと思います。よろしく申し上げます。

**中央図書館次長** ありがとうございます。こちらにつきましては、現在も事業実施の中で、PTAの皆様が、お子さんが読める本をという形で団体登録をして定期的に本をお借りになっていかれるという活動がございます。それを、もう少し進められるような形ができないか、計画化していけないかと考えているところでございます。

**對馬委員** いろいろやってくださっているのはとてもよく分かりました。1つは、18ページの学校内に学校図書館運営委員会を設置し、こういう人たちが参加してという中に、私は、ぜひICT担当の先生も入れていただきたいなど。やっぱり情報リテラシーであるとか、いろいろな情報を調べていくというときに、これからは紙だけではなくてインターネットも非常に大事になってくる。

どっちからどういう情報をどう得るのが有効なのかということを知るといえることが大事になってくるかと思っておりますので、ぜひ、ここはICT担当の先生もこの中に入ってもらえただけだとありがたいと感じています。

後ろのほうの資料を見ていったときに、いろいろな数字が高止まりになっていて、それはすごくいいことだと思うのです。1か月に読める本の数とかがどんどん増えるというわけではないので、高止まりでそれはいいと思うのですけれども、そういった中で、未読者の数がなかなか減らないということで、今度の目標になっているということなのですからけれども、具体的にプランはあるのでしょうか。

**中央図書館次長** 未読者なのですからけれども、これまでが本を1か月に何冊読みますかという聞き方だったのですが、それでは読んでいる本というものがどういうものなのかが明確ではなかったと。

例えば未読といっても新聞でもいいのではないかと、漫画でもある意味ではいいのではないかとということで、今回の計画を作るに当たりましては、実は1ページ(2)の「基本的考え方」のなお書きの部分、「本計画での『読書』とは、物語をはじめ知識の本や事典等のあらゆるジャンルの図書や、雑誌・新聞等を読むこと、また紙以外の媒体(電子媒体等)を使って読むこと等を広く含むものとします」という形で、これは図書館協議会の委員の皆様の見解の中で、そういった範囲を広げていかないと、これからICTやそういったものが本に、紙に替わるという時代の中では、未読率というものを図れないでしようということで設定をさせていただきました。

ただ、この数値が今きちんと取れるかどうかということについても計画を策定した上で、検討課題として進めていかなければいけない課題と考えてございます。

**對馬委員** ありがとうございます。もちろんタブレット端末を使った読書というのは、私は全然ありだと思うので、これは多分子どもへのアンケートによる回答だと思うので、子どもたちが読んでいないと回答してしまっているという部分、そういうものも含まれるのだよということをやちゃんと教えてアンケートを取らなければいけないのかなとは思っています。すごく単純な話、朝読書とかをやちゃんと週1回とかやっていたら、ここは本当はゼロになるはずなのではないかなと私は思っているのですが、子どもは、それでも読んでいないという回答をされてしまえば仕方がないのですけれども、その辺をやっぱり学校の中でも充実できる場所はあるのかと感じます。

**伊井委員** 今、對馬委員から朝読書という話が出ましたけれども、学校図



書館の活用というところで、司書の方との連携ということが目標の中にはあると思います。学校司書さんと学校の先生方との関わり、授業にどうやって学校図書館の本を生かしていくのか、または学校にある本だけではなくて、司書の方々が間に入られて努力されているところもあると思うので、司書の方々と学校の先生方が、授業においてどうやって連携されているのかという辺りは、大切だと思います。学校に行ったときに、そういう活動を見に図書室に伺うこともありますし、司書の方とお話をさせていただくこともあるのですが、子どもたちの活動というのは、ただ本を読むだけではなくて、もちろん何でもパソコンで調べられるけれども、以前、對馬委員がレファレンスの話をされたときに、そんなつながりの進め方があるのだなとすごく感動したのですが、人との関わりを通して、出版物の良さに気付いたり、授業の中でも生かされたりということがある。司書さんはそういった辺りの研修があるようなので、学校の中で何か会議みたいなのがあれば、そういうところでも共有していただきたいですし、ぜひ、子どもたちがいろいろな媒体を通して学びを受け取っていただけるように、今後もご尽力いただけたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

**中央図書館次長** こちらのほうもそのように努めさせていただきます。

ただ、現在まるでないわけではなく、学校の図書委員ですとか、先生が図書委員に誘いをかけまして、学校司書とともに、いわゆる読みたい本、あるテーマに対して参考になる本を学校内で展示をしたと。その展示がいいものであるということを、図書館が逆に聞きまして、そのまま全てを図書館のほうに持ってきていただいて、そして、学校名を出して、こういうものを学校内に飾っていますということをしていると。

私ども図書館でもそうやりながら、今度はインターネットなどを通じて、広く区民の皆様やほかの学校にお伝えして、そういった組織的に本を読む機会、本に親しむ機会を作っていく必要があるのかなと考えたところでございます。

**折井委員** 伊井委員の意見とちょっと同じ感じなのですが、教員向けの研修で、読書活動に加えて調べ学習をすると、調べたものの形を表現する際に必ずちゃんと引用表記ができていないか、そういったところがやはりまだまだ小・中学校はできていないという部分があると思うのです。子どもだから許されるという世の中では今はないので、とても

大切だなと思います。

特に必要だなと思う理由の1つとして、以前の大学を卒業するときには卒業論文を書くものだという意識が、多分この方はそう思っていた方が多いと思うのですけれども、最近、卒業論文を書かないで卒業することが結構増えているのですね。やはり卒業論文を書く学生たちも大変ですけれども、教員の負担が、寝ずに添削するというのが結構続くもので、もうやめようよというところも結構増えているのです。

特に教育系だと、卒業研究という形で20ぐらいやって終わりにするとか、指導案を作って終わりにするとか、もしくは、やりたい人だけやりましょうと。ちゃんとやれる人はやろうとするので、どちらかというところ、やったほうがよくないかという人のほうが、やらないで卒業する傾向が今後さらに増えると思うのです。

その中で先生、特に新任の先生方が、何かを引用するというルールを知らないまま、それはその先生の責任というよりは、大学での方針だったということなので、先生たちの罪ではないのですが、ただ、子どもたちに教えていくというところでは、甘さがあってはいけないことですので、ぜひ、今後この教員研修の充実というのは、今後ますます重要になるかなと思います。

先生方も忙しい中で、研修をさらに増やすのというところで、先生方の悲鳴が聞こえるようではあるのですけれども、一度身につけると、ある程度ずっとそのやり方を踏襲していけばいいということですので、ぜひこの辺りの充実を今後お願いしたいと思います。

**済美教育センター所長** 学校図書館における本だけではなくて、様々な情報の取扱いというところなのですけれども、先ほど伊井委員の質問にもありましたが、教員と連携しながら授業の中に関わっていく、その中で、もちろん図書の資料としての提供もそうですし、情報の取扱いというところで、学校司書が関わって担任と一緒に指導する、その場面も実際にあるのですね。

今回、来年度に向けて今、済美教育センターで計画を立てております、学校司書並びに司書教員対象の研修の中でも、そういった情報センターとか学習センターとしての学校図書館の機能の在り方といったところで、研修の項目のほうにも入れておりますので、今後ますますそういった学校図書館の在り方が必要になってくるかなと考えております。

**庶務課長** ちょっと教育ビジョン推進計画のほうに戻ってしまうのですが、けれども、こちらのほうでも、学校図書館の充実を掲げていまして、それには、やっぱり子どもたちに読書活動を指導する先生たち、あるいは学校司書の専門性の向上が必要だろうということで研修をして、学校図書館の活用を働きかけたりとか、学校図書館の充実を図るための計画事業等をさせていただいているところでございます。

**對馬委員** 学校司書が配置されて10年たって、先生方と関わりながら、先生がいい授業ができるようにサポートするということは非常にたくさんできてきているのだらうと思うのですね。ですので、学校司書が支援した授業の回数が非常に増えています。コロナ禍なのでこの数字はあまり確かではない部分ではあると思うのですが。一方、この間も、レファレンスのときも言ったかと思うのですが、もしかして学校図書館がすごく便利屋さんになっている部分があるのかなという気がしていて、学校図書館に頼んで、学校図書館に言ったらそこで解決するとなってしまう、なぜならば、図書館の来館者数というところが伸びていない。児童・生徒の来館者数、これ18歳まででいったら、ここがもっと本当は、学校で学校図書館を使って図書館は便利だなとか、図書館はいいな、役に立つなと思ったら、もっとまちの図書館にその子どもたちが行かないと生涯学習につながっていかないと思うのですけれども、そこが伸びてこないということは、学校図書で完結している子が多いのではないかなという気がしてしまうのです。

ですので、ぜひ学校のほうからも、まちの図書館に行くともっとたくさん資料があるとか、もっと世界が広がるということ、ぜひぜひ働きかけていただきたいなど。図書館を使う力を育てるところが学校図書館だと私は思っている、学校図書館を使って便利でいいのではなくて、いろいろなところの、大学とかまちの図書館とか、そういう図書館を使う力の基礎を育てる場所として、ぜひ、学校図書館とその学校図書館教育があってくれたらいいなと思っています。よろしくお願いします。

**済美教育センター所長** 子どもたちが学び続ける力というところを、今回重点に挙げていますけれども、学校の中で学びを完結せずに、例えば学校図書館を活用して子どもたちが探求学習をして、タブレットを活用していろいろな調べ学習をするなど。

そして、それが子どもたちの中ではまだ終結しないで、その後、家庭

に戻ってからとか、休みのときに実際に調べようと思ったら、そういうときに中央図書館、地域の図書館ですね、そういったところに出かけてみたり、様々な施設の人と関わって調べてみたりとか、多分そうやって子どもたちの学びが広がっていくことで深まりを持つのかなと考えております。ぜひ呼びかけていきたいと思います。

**教育長** 直接この計画のことじゃないのですけれども、子ども読書活動推進計画とあって、読書活動を推進するのは、これは子どもなのですから、果たして本当に子どもだけなのかと考えたときに、今、電車の中で朝、本を読んでいる人はほとんど見かけないです。新聞も見ないです、最近、ほとんどスマートフォン。ほとんどそうです。

でも、その中で何を読んでいるかは分かりません。SNSのニュースを読んでいるかもしれないし、デジタル書籍を読んでいるかもしれないし、ゲームをしているかもしれないし分からないけど、以前、校長会で紹介したからご存じの方もいると思うのですけれども、ある杉並区の高校生が、投書欄に先生たちが本を読め、本を読めというけど、私は本を読んでいる大人を見たことがないという投書なのです。今の話です。

つまり、先生たちが本を読め、本を読めと言っているのだけれども、実際に先生たちが本を読んでいる姿を子どもたちは見ていない。いや、その先生は読んでいるかもしれない、職員室とかで。例えば学校で朝読書という時間があって、10分くらい読書をしている時間がある。子どもたちは静かに読んでいる。先生は何をしている。丸つけしている。連絡帳を書いている。そういう姿は結構あって、やはり子どもたちに読書読書というのはとても大事なことから、こういう計画を作っているのだけれども、その周りにはいる大人たちが、どれだけその子どもたちの教育に担っているとか関わっているかというのと、やらせておくけれども自分はやらないという姿を逆に見せてしまっているのではないか。これは非常にマイナスで、例えば家の人がよく本を読んでいると、小さな頃から子どもは本を読むのが習慣になるとかいうじゃないですか。

やはり周りの環境はとても重要であって、だからこそ、こういう計画1つ1つ、環境づくりとかをやっていくことはとても大事なことのだけれども、教育ビジョン同様、子どもに関わる全ての人たちが、大人も含めて、周りの人も含めて、そういった環境づくりをして読書活動を支

えていきましょうと。そういった風土を育てていかないと、学校だけで頑張っても無理だし、家庭だけで頑張っても無理だし、電車の中でも読んでもらいたいなんて私は思うけど、年齢を重ねてくると字も見えなくなったりして厳しい部分もあるので、ぜひ、こういう全体でやっというのを、教育ビジョンと同じように区民全体で、そういう風土を育てていこうと、そういう雰囲気を作れたらいいなと思っています。

**中央図書館次長** 今、教育長のほうからご指摘いただいた、これは計画の15ページになりますけれども、「家庭における読書の支援」という形で、これまで載せてきておりませんでしたけれども、各施設いろいろな施設がございます。家庭でも子どもが本に親しむ機会が持てるということで、家族で同じ本を読むだとか、読書を通じて家族のコミュニケーションを取るだとか、そういう本当は主体的であるべきなのではしょうけれども、仕掛けを作っていきたい、作らなければいけないと今回の計画の中では載せているところでございます。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第38号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議ございませんので、議案第38号につきましては原案のとおり可決といたします。

次に、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「令和4・5年度杉並区青少年委員の委嘱について」、学校支援課長から、ご説明いたします。

**学校支援課長** 私からは報告の1番目でございます「令和4年・5年度杉並区青少年委員の委嘱について」報告をさせていただきます。

本年、4月1日付けで令和4年・5年度の青少年委員を委嘱いたします。定数は47人以内となっておりますが、今回は41人の方を委嘱する予定でございます。

裏面をご覧ください。その一覧が載っております。中学校区ごとに1名以上の委嘱をしておりますけれども、一部地域でまだ推薦が上がっ

ていないところもございますので、引き続き推薦のお願いを鋭意続けていく予定でございます。

表面にお戻りください。選任は1の(3)にありますとおり、青少年育成委員会からの推薦を受けて、教育委員会が委嘱するものでございます。

青少年委員の概要につきましては、資料の2番に記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**對馬委員** 空席のところは何個かあるようなのですけれども、これは今お話にあった青少年育成委員会からの推薦によるということですが、例えば推薦基準といたしますか、そういうのがすごく厳しくて人がいないとかでしょうか。どんな方が推薦されるのでしょうか。

**学校支援課長** この青少年委員の候補者の推薦基準というのがございまして、それが結構細かくて、ある意味ではハードルですが、しっかりしているものでございますけれども、例えば青少年の育成活動をされている方とか、それからPTAの校外の活動などに携わっている方とか、青少年地域活動に携わっている方、それから年齢もありますし、いろいろな青少年委員の事業に参加できる方とか、そういう規定がございまして、そのところで当てはまる方ということと、あとは意欲のある方ということになります。

**對馬委員** そうするとなかなかいらっしゃらないわけですね。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」を引き続き、学校支援課長からご説明いたします。

**学校支援課** 引き続きよろしくお願いいたします。杉並区の学校運営協議会規則の規定に基づく、学校運営協議会の委員の任命について、ご報告させていただきたいと思っております。

今回、任命されるのは小・中合わせて31校、計123名となっておりまして、そのうち新しく委員になられる方は、計49名となっております。

ます。

そして今回、新規の方のうち公募の方につきましては17名任命してございます。

各委員の区分、委員経験等は記載のとおりでございます。任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

私の報告は以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 各学校の教育活動の充実を考えたときに、当然CSの充実・活性化は大きな役割を果たすと思います。

その中で、やはり任期が重なっていくと、年齢が上がっていくのは当たり前のことなのですが、そういうことを考えると、いかに年齢層の面も含めて下げていくというか、工夫というのが必要になってくると思うのですが、今回はそういった年齢層、年代のことというとなんかあったか、教えていただきたいなど。また、今後の取組の何か案がありましたら教えてください。

**学校支援課長** 今回は123名のうち、10代、20代の方が3名いらっしゃいます。それから、30代の方が2名ということで、若い方々も少しずつ増えてきているかなというところもありますが、まだまだその辺のところは少ない。

やはり多世代がこういう関わりを持つことは大事だなと考えているところでございますので、今後も周知を図っていかないといけないと思っているのと、やはり気軽にではないのですけれども、誰もが参加できるよということを、成功事例じゃないのですけれども、その体験を、特に若い方々の体験をどんどんアピールして、参加を募っていきたいなど考えているところでございます。

以上でございます。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

**對馬委員** 今のお話と似ているのですけれども、やっぱりこれを見ると、かなり何期も長くやったださっている方もいらっしゃって、1期が2年だとすると、10年以上関わってくださっている方もいるようで、それはそれで非常にありがたいことだとは思っているのですけれども、やっぱり今

まで学校にあまり関わりのなかった方とか、ご存じなかったけれども、ちょっとやってみようかなみたいな方に、学校のことを知っていただくにもいい機会だと思いますので、ぜひ。特に設置した最初の頃というのは、学校のことを知ってくださっている方になっていただいたという経緯もあったかと思うのですが、今までご縁があまりなかった方にも、ぜひ、学校のことを知っていただく、これからいろいろ関わっていただくようにもできると思いますので、ぜひ、そういう門戸を広げるというか、新しい方も参加していただけるといいなと思っています。

**学務課長** ありがとうございます。今回、公募に際して抜群な効果があったなというのは、広報に出したときに何人もの方から、広報を見ました、若い方でもできるのですねなどという声が聴かれました。あと、ホームページを見て、本来なら支援本部に適していると思われる方から、支援本部ではなくCSに入りたいという希望もありました。

それはうれしい悲鳴ですけれども、そんなこともあるので、やっぱりそういうことを積極的にやっていくということが一番必要だし、それを地道に重ねていくことが、やはり効果的なのかなと思います。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにご意見等よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項2番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明いたします。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和4年2月分の教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

2月分の合計でございますが、全部で11件でございます。定例・新規の内訳は、定例が10件、新規が1件でございます。

共催・後援の内訳は、共催が1件、後援が10件となっております。

私からは以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項3番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項4番「令和4年度杉並区立学校の学期及び休業



日について」、済美教育センター統括指導主事からご説明いたします。

**統括指導主事** 私からは、「令和4年度杉並区立学校の学期及び休業日について」ご報告いたします。

学校の学期及び休業日につきましては、杉並区立学校の管理運営に関する規則によって定められているところでございますが、教育委員会が必要と認めるときには変更することが認められております。

学期につきましては、令和4年度におきましても、全ての学校において3学期制で実施いたします。

休業日につきましては、夏季休業日を変更するのは、小学校16校、中学校16校。また、冬季休業日を変更する学校は、小学校3校、中学校が同じく3校でございます。

詳細は記載のとおりでございます。

また、都民の日を授業日とする学校は、小・中合わせて4校。また、開校記念日は合わせて21校が授業日としているところでございます。

私からは、以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項4番についての質疑を終わります。

続きまして、報告事項5番「令和4年度杉並区立子供園の学期及び休業日について」、就学前教育支援センター所長からご説明いたします。

**就学前教育支援センター所長** 令和4年度の杉並区立子供園の学期及び休業日でございますが、こちらは子供園の管理運営に関する規則に基づいて設定をしております。

令和4年度につきましては、全園とも同一ということになってございます。

学期につきましては、小・中学校と同様3学期制としております。詳細については、1「学期」の部分をご覧ください。

また、休業日については、変更をする園はございません。全て「休業日」の記載のとおりとなっております。

重ねてになりますが、3番、4番、5番で個別に変更する園はないということでございます。

私からは以上でございます。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項5番についての質疑を終わります。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

**教育長** それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会定例会については、4月13日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**教育長** それでは、本日が年度の最後の教育委員会となり、行政側のメンバーはまた新年度になりましたら人事異動等で入れ替わりがあると思います。

次回は4月13日ということでございますので、どうぞよろしく願いします。

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。